

令和8年度 磯子区ふれあい助成金 & 磯子区社会福祉協議会団体助成金 変更点

	書類該当箇所	内容	令和7年度	令和8年度
1	てびきP5-1 申込書	代表者、連絡担当者、会計責任者の提出	経過措置として、7年度の申請で3名の選出が難しい場合は、代表者と会計責任者の2名のうち1名を連絡担当者としても可。	<p>円滑な団体運営を行っていく上で、運営に携わる者が複数名いることが望ましいため、代表者・副代表者・会計担当者の3名の連絡先を提出。その内1名を連絡担当者として指名する。</p> <p>※副代表は助成金申請のための副担当と位置づける。 ※必ず役職を理解して運営に携わる方を指名する。団体の独立性が認められない場合や、1人の活動者が運営（事務・会計等）を担っている場合は申請不可。 ※助成金は寄付金が財源であるため、独立性と透明性が担保されていない団体には助成不可。 ※役職指名による会則変更は求めない。 ※団体助成金は従来通り代表者もしくは連絡担当者は会計責任者と重複しないこと。</p>

2	てびきP5-2	助成対象事業 (助成対象外事業を追記)	—	<p>⑤公的サービス事業と重複しない事業に「横浜市サービス・活動B等補助事業（サービス・活動B・現行制度）」追加。</p> <p>⑥行政（国・県・市・区）からの補助・助成を受けていない事業に「横浜市みんなのおでかけ交通事業」追加。</p> <p>⑦横浜市社会福祉協議会からの補助・助成（在宅障害児者家庭援護事業、障害者福祉団体活動支援事業）を受けていない事業に「第5期横浜市地域福祉保健計画に関する補助・助成事業」追加。</p>
3	てびきP8-5	対象経費	—	<p>※申請団体の活動者が所属、または役員（代表理事・理事・監事等）として運営に関与する別の団体への支払い（施設利用料、謝礼等）は、原則として助成対象外とする。該当する事業は、活動実績としての実施回数カウントにも含めない。 （ただし、活動者が自治会等の役員を兼ねていて、自治会館等公共性の高い場所を利用する場合を除く）</p> <p>◎助成金は独立した活動を支援するための公的な資金です。支払う側（申請団体）と受け取る側（施設運営側等）の活動者が同じである場合、助成対象にはなりません。</p>

4	てびきP9-6-⑨	(助成決定団体) 口座名義	—	<p>円滑な団体運営と独立性・透明性を担保するために、団体名義の口座とする。</p> <p>※令和8年度は経過措置として、代表者や会計担当者名義の口座でも可能だが、令和9年度から、団体名義の口座のみとする。</p>
5	てびきP12	助成対象経費	—	<p>助成対象外経費に「食べることを目的とした収穫体験の入場料」追記（以前からも対象外だが、てびきに明記）</p>